

47 青少年学徒に賜りたる勅語に関する件通牒

〔昭和十四年七月〕

發文一―二―号	(注記1)
定決裁	(注記2)
6月30日	
文書課長	
送発	
7月7日	
起案者	

昭和十四年六月二十六日起案

庶務掛長 (阿部)

事務官 (西條)

文書課長 (朝比奈)

次官 (石黒)

- 専門学務局長 (関口)
- 普通学務局長 (小山)
- 実業学務局長 (小笠原)
- 社会教育局長 (田中)
- 教育調査部長 (松岡)
- 秘書課長 (岩松)
- 會計課長 (永井)
- 体育課長 (岩原)
- 督学官 (倉林)
- 勅語奉答二関スル委員 (倉林)
- 政務次官 (野中)
- 参与官 (小林)
- 教学局長官 (小林)
- (有光)
- (喜城)
- (谷原)
- (森田)
- (橋)
- (岡田)
- (美作)
- (乙黒)
- (宮坂)
- (大西)
- (大畑)
- (宇野)
- (有光)
- (田村)
- (鴨野)
- (中村)

(下 札)

- 企画部長 (安井)
- 指導部長 (藤本)
- (田中)
- (志水)

年月日 次官

直轄学校長
 測候技術官養成所主事
 公私立大学、高等学校、専門学校長
 各地方長官
 宛 (加筆) 296

青少年学徒ニ賜ハリタル 勅語ニ関スル件

標記ノ件ニ関シテハ既ニ〔抹消〕〔加筆〕月六日發文第一―二―号ヲ以テ
 通牒致シ置キタルヲ以テ 聖旨奉答ノ実ヲ挙グル為夫々具体的
 計画ヲ樹立シ鋭意実践セラレ居ルコトト存ズルモ左記ノ点ニ付
 テハ特ニ御留意ノ上実施相成ヤウ致度此段通牒ス
 注意。 地方長官宛ノ分ハ傍線ノ箇所ヲ次ノ如クスルコト

「貴管下各学校〔等〕」ヲシテ夫々具体的計画ヲ樹立
 シ鋭意実施セシメラレ居ルコトト存ズルモ左記
 ノ点ニ付テハ特ニ留意ノ上実施セシメラルルヤ
 ウ致度」

記

一、本年五月二十二日青少年学徒ニ賜ハリタル勅語ハ国民ノ後
 勁タル青少年学徒ノ嚮フベキ所ヲ昭示セサセ給ヒタル 聖
 訓ニシテ一般学徒ハ勿論之ガ指導啓培ノ任ニ在ル者モ齊シ
 ク夙夜 之ヲ服膺シ自奮自励相率キテ奉公ノ誠ヲ効スベキ

モノナルニ付各学校〔等〕^(加筆)ニ於テハ自今毎年五月二十二日ヲ
 トシ青少年学徒ニ賜ハリタル 勅語ノ奉読式ヲ举行シ 聖
 旨奉答ノ決意ヲ新ニスルト共ニ男子中等学校〔青年学校ヲ
 含ム〕以上ニ在リテハ御親閲記念トシテ学生生徒ノ分列式
 ヲ举行シ女子ノ学校及小学校ノ上級ニ於テモ成ルベク分列
 式又ハ部隊行進等ヲ行フコト又〔一般〕各学校〔等〕^(加筆)ニ在リテ
 ハ当日夫々神社参拜、武道演練、作業訓練〔防空又ハ非常
 変災訓練ヲ含ム〕等〔学校ノ〕^(抹消)実情ニ依リ適宜之ヲ実施スル
 コト

二、今回ノ 勅語ノ謄本ハ追テ之ヲ各学校〔等〕^(加筆)ニ交付スル見込
 ナルモソノ奉読方ニ付テハ別紙ニ拠ルコト

尚右 勅語ハ成ルベク多クノ機会ニ於テ之ヲ奉読シ〔学徒
 並ニ〕^(加筆)教職員〔並ニ学徒〕ヲシテ愈々奮励努力以テ優渥ナル
 聖旨ニ答ヘ奉ランコトヲ期セシムルコト

^(注記4) 青少年学徒ニ賜ハリタル 勅語〔ノ奉読方〕^(抹消)
 国本ニ培ヒ国力ヲ養ヒ 以テ国家隆昌ノ氣運ヲ 永世ニ
 維持セムトスル 任タル極メテ重ク 道タル甚ダ遠シ 而シ
 テ其ノ任實ニ繁リテ汝等青少年学徒ノ双肩ニ在リ 汝等其ノ
 気節ヲ尚ビ廉恥ヲ重ンジ 古今ノ史實ニ稽ヘ 中外ノ事勢
 ニ鑑ミ 其ノ思索ヲ精ニシ 其ノ識見ヲ長ジ 執ル所 中ヲ
 失ハズ 嚮フ所正ヲ謬ラズ 各其ノ本分ヲ恪守シ 文ヲ修
 メ武ヲ練リ 質実剛健ノ氣風ヲ振勵シ 以テ負荷ノ大任ヲ全
 クセムコトヲ期セヨ

(注記5)

昭和十四年六月二十日起案	号	文書課長	庶務掛長
	定決裁	文書課長	
次官	月日	事務官	庶務掛長
	文書課長	事務官	
次官	送発	事務官	庶務掛長
次官	月日	事務官	庶務掛長
次官	起案者	事務官	庶務掛長

専門学務局長
 普通学務局長
 実業学務局長
 社会教育局長
 教育調査部長
 秘書課長
 〔体育〕
 督学官
 勅語奉答ニ関スル委員
 政務次官
 参与官
 教学局長官

宛
 直轄学校長
 公私立大学、高等学校、
 専門学校長

〔加筆〕
〔?〕儀ハ之ヲ差控ヘシムルコト

〔注記1〕

〔至急〕

〔注記2〕

〔7月8日、済、施行の□御届会計課長〕

〔注記3〕

〔四三三〕(簿冊内件名番号)

〔注記4〕

〔抹消〕
〔(別紙)〕

〔注記5〕

〔廃案〕

〔注記6〕

〔曩ノ通牒ニヨリ六月末日迄ニ各学校ノ実施計画ノ報告アル筈ニ付
ソノ結果ヲ見テ適宜処理スルコトトス〕

〔注記7〕

〔尚研究ノ上処理スルコトトシ留保〕

〔下札〕

〔①種別 (曾我) い一ノ聯繫 / 登録追加 / 件名 直轄学校等へ通牒

青少年学徒ニ賜ハリタル勅語ニ関スル件 / 番号 / 結了年月日

昭一四 七 七 / 保存年限 ムキ / 枚数 一

〔自大正12年11月至昭和21年5月
帝室ニ関スル総規 第2冊〕文部
省⁵⁹ 3A, 30-5, 1045